

## 見守り 新鮮情報

**事例1** 6年入居した  
**有料老人ホーム**  
を退去するにあたり、**前の**  
**住人**の時から傷ついていた  
箇所の**修繕費**を求められ  
**納得できない**。(70歳代)

**事例2** 母が入居して  
2年で**有料**  
**老人ホーム**を退去した  
が、修繕費で約20万円  
とカーテンクリーニング  
費用を請求された。母が  
汚すこともないし、何か  
壊したこともないのに  
**高額な請求に納得いか**  
**ない**。(70歳代)



©Kurosaki Gen

# 有料老人ホームの 退去時トラブル

## ひとこと助言

入居時の部屋の  
記録を残そう



見守るくん

- 原則として一般的な賃貸住宅と同様に、年月の経過による損耗や通常の使い方をしていても発生する汚れやキズなどの修繕費用については、入居者が費用を負担する必要はないと考えられます。
- ただし、契約書に費用負担についての特約があり、事業者との間で内容に合意している場合は、特約に従うことになります。
- 退去時のトラブルを避けるため、入居の際には「契約書」、「重要事項説明書」などの内容を家族と共によく確認しましょう。また、入居時には事業者の立ち会いのもとで室内の状況を確認しましょう。
- 納得できない費用を請求された場合には、国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」に示されている基準を参考に、運営事業者側に説明を求め、費用負担について話し合みましょう。困ったときはお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第531号 (2025年12月18日) 発行：独立行政法人国民生活センター

米子市消費生活相談室

☎0859(35)6566